

農業お助けコンシェルジュ事業 委託業務仕様書

第1 委託業務の目的

農業における労働力不足が懸念される中、障がい者、外国人材、アクティブシニア、副業希望者、異業種などの「多様な働き手」の更なる農業分野への参画を促進するため、農業者や「多様な働き手」からの雇用に関する相談に対応できる窓口の設置や研修会の開催等を行う。

第2 委託業務名

農業お助けコンシェルジュ事業委託業務

第3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

第4 委託業務の内容及び実施方法

1 業務内容

- (1) 多様な働き手の雇用に関する総合相談窓口の設置
- (2) 多様な働き手の雇用に関する研修会等の開催
- (3) 経営セミナーの開催
- (4) 事業推進資料の作成・配布

2 実施方法

- (1) 多様な働き手の雇用に関する総合相談窓口の設置
農業者や多様な働き手等からの雇用に関する相談に対応できる体制を整備し、受託者事務所内に相談窓口を設置すること。また、事業を県内外に周知するため、ホームページへの掲載などにより、広報活動を行うこと。
- (2) 多様な働き手の雇用に関する研修会等の開催
農業者、JA、県・市町村担当者等を対象に、障がい者、外国人材、副業希望者等の多様な働き手の雇用に関する研修会等を年3回程度、企画・開催すること。
- (3) 経営セミナーの開催
農業法人、法人化を志す農業者、農業への参入に関心のある企業等を対象として、先進事例等を活用した経営の高度化につながるセミナーを年3回程度、企画・開催すること。
- (4) 事業推進資料の作成・配布
多様な働き手の農業分野への参画を促進するための事例集など、委託業務の事業推進に必要な資料を作成・配布すること。

第5 対象経費

別表のとおり

第6 委託料

- 1 見積限度額 4,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 2 委託業務に要した経費は原則、領収書等で確認できることとし、領収書等で照合が困難な経費は、その支払の積算根拠を明確にすること。

第7 特記事項

- 1 金銭出納簿等の会計関係帳簿類、相談窓口における労働者名簿、出勤簿、相談カードなど、事業の実施状況が確認できる書類等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。
- 2 委託業務の実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら進めること。
- 3 徳島県は、委託業務実施中に随時報告を求めることができるものとする。
- 4 委託業務の内容等に疑義が生じた場合は、速やかに徳島県と協議すること。

(別表)

対象経費は、次のとおりとする。

経 費 区 分	経 費 の 内 容
報償費	講師や外部人材への謝礼など
人件費	当該委託業務を履行するために必要な人員の設置に係る経費
旅費	交通費、宿泊費 ※社会的常識の範囲を超えない妥当な単価によるものに限る
需用費	材料費、消耗品費、燃料費、印刷製本費など（食糧費は除く）
役務費	事業計画書・報告書等の作成費、調査・分析費、通信運搬費、 広告料、保険料、手数料など
委託費	業務の一部を他の団体等に委託する経費 ※委託する場合は、事前に徳島県と協議すること
使用料及び賃借料	会場借上料、リース・レンタル料など
その他	その他、特に必要と認める経費 ※事前に徳島県と協議すること
一般管理費	業務の実施に必要な経費のうち、当該委託業務分として経費の算 定が困難なもの ※金額は、当該委託業務の委託料（消費税及び地方消費税相当分 を含む）の１０％以内とする。

※営利のみを目的とした取組に係る経費、企業や個人の資産形成につながる経費は
対象外とする。